

令和7年（行情）諮問第1467号 有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ打合せ会資料等の一部開示決定に関する件

令和8年（行情）諮問第68号 有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ準備作業に関する記録等の一部開示決定に関する件

意見書 1

2026（令和8）年3月4日

総務省情報公開・個人情報保護審査会 御中

審査請求人	寺 田 良 一
上記代理人弁護士	中 下 裕 子
同	中 村 晶 子
同	西 村 啓 聡
同	宇 野 真 由 美
同	荒 谷 淑 恵
同	成 嶋 悠 子



処分庁の令和7年12月22日付理由説明書及び令和8年1月22日付理由説明書の主張に対し、以下のとおり意見を提出する。

第1 不開示情報該当性・文書の内容の有無に関する判断にあたっての前提事実

本件対象文書は、有機フッ素化合物（PFAS）のリスク評価におけるワーキンググループ打合せ会（非公開）に関する資料であり、その存否や不開示情報該当性の判断にあたっては、PFASやリスク評価についての基礎的知識のみならず、そもそもリスク評価とは具体的にどのようなものかについての理解が不可欠である。そこで、処分庁の主張への反論を行う前に、まずこのような前提事実について以下のとおり説明を行う。

1 有機フッ素化合物（PFAS）とは

PFAS（通称ピーファス）とは、主に炭素とフッ素からなる化学物質で、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物を指す。PFASは1万種以上の物質があるとされている（環境省「PFASハンドブック」（令和7年12月）4頁）。

PFASの一種であるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸、通称ピーフォス）・PFOA（ペルフルオロオktan酸、通称ピーフォア）は、難分解性、生物蓄積性、人及び動植物に対する慢性毒性という性質を持つため、PFOSが2009年、PFOAが2019年に、PFHxS（ペルフルオロヘキサンスルホン酸）が2022年に、POPS条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）の対象物質に追加され、製造・輸出入等が原則禁止となった。これを受けて、日本国内でも、PFOSは2010年に、PFOAは2021年に、PFHxSは2022年に、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の第一種特定化学物質に指定され、新たな製造・輸出入等が原則禁止とされた（前掲「PFASハンドブック」7～8頁）。

2 本件審査請求に至る経緯

（1）水道水の暫定管理目標値・水環境中の暫定指針値の設定

PFASには水も油もはじくという便利な性質があるため、PFOS・PFOAの規制が導入されても、ストック汚染が残り、世界的な問題となっていた。

そうした中、2020年4月、厚生労働省（当時）は、水道水について、PFOSとPFOAの合計で50ng/Lという暫定目標値（以下、「目標値」という）を設定した。この時はリスク評価を行わず、米国環境保護庁（EPA）が2016年に決めた勧告値を準用し、これを日本人に換算して目標値とした。これを受けて環境省も、PFOS、PFOAについて、公共用水域及び地下水の暫定指針値を、前記水道水の目標値と同じPFOSとPFOAの合計で50ng/Lに設定した。

こうして目標値・指針値が設定され、全国的に測定が進められた結果、日本国内でもこれらの値を超過する報告が相次ぐようになった。中でも、沖縄県沖縄市、宜野湾市、大阪府摂津市、東京都国分寺市、岡山県吉備中央町など、指針値の数十倍～1千倍以上の高濃度汚染が判明した地域もあった。

(2) 世界の国々におけるT D Iの大幅強化と食安委の現状維持のT D I設定

P F A S汚染問題に対する社会的関心の高まりに伴い、P F A Sについての研究論文も飛躍的に増加した。これを受けて、E P A、欧州食品安全機関(E F S A)などでは、リスク評価を見直し、ヒトが生涯にわたって毎日摂取し続けても健康に悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量(耐容一日摂取量、T D I)を大幅に引き下げた。

日本においても、2023(令和5)年2月に、食安委がP F O S・P F O A・P F H x Sについてのリスク評価に着手し、そのためのワーキンググループ(WG)が結成された。9回のWG会合は全てY o u T u b eで公開されたが、後述のように、公開会合以外に24回にも及ぶ非公開の会合が開催されていた。しかし、その事実も内容も一切明らかにされなかった。

2024(令和6)年6月、食安委はP F O S、P F O A、P F H x Sについてのリスク評価をまとめた「評価書 有機フッ素化合物(P F A S)」(以下、「評価書」という)を公表し、T D IをP F O S、P F O Aについてはそれぞれ、20ng/kg 体重/日に設定した。P F H x Sについては現時点では算出困難としてT D Iの設定を見送った。このP F O S、P F O AのT D Iの根拠は、2016年にE P Aがリスク評価の根拠にしたのと同じ動物実験データであった。

しかし、E P Aでは、既述のとおり、最新の科学的知見に基づいて2016年のリスク評価を見直し、2024年4月、T D Iに相当するR f DをP F O Sにつき0.1ng/kg 体重/日、P F O Aにつき0.03ng/kg 体重/日へと大幅に引き下げているのである。

リスク評価の根拠となる文献は世界共通にもかかわらず、なぜ日本はリスク評価値を最新のEPAと比べて200倍～666倍も大きい数値としたのか。なぜ日本は、EPAが最新の科学的知見に基づいて設定した値と同じにしなかったのか。日本のリスク評価の手法がEPAやEFSAと異なっていたのか。もしそうなら、日本のリスク評価の手法に何らかの問題があったのではないか。等々の疑問を抱いた「高木基金PFASプロジェクト」(代表寺田良一)は、食安委のリスク評価プロセスを徹底的に検証してみることにした。

(3) 文献の差し替えの事実の発見

食安委は2022(令和4)年11月、世界中で積み重ねられてきた膨大な文献の中から「リスク評価のために参照すべき文献」を選定する作業を、(一財)化学物質評価研究機構(CERI)に委託した。CERIは専門家による文献の検討会を設け、2936報の文献から257報の文献を選定し、食安委に提出した。

食安委は2023(令和5)年2月、専門家によるPFASワーキンググループ(以下、WG)を設置し、第2回WG会合からこれらの文献の検討が始まった(資料3)。そして、委員たちによる検討を経て、2024(令和6)年6月に食安委が発表した評価書には、268報の参考文献が掲載された。

そこで、高木基金PFASプロジェクトが、CERIにより「リスク評価に必要」とされた257報と、食安委の評価書に記載された268報とを照合したところ、CERI選定の文献の何と7割以上が差し替えられていたことが判明した。具体的には、当初の257報のうち190報が除外され、201報が追加されていた(資料4の1ないし3、資料5の1ないし3、資料6)。後述のとおり、EPA、EFSA、国際機関においては、参照した文献は全て最終の評価書に記載するのが通例で、途中で文献を追加することはあっても除外されることはほとんどない。仮に除外する場合には、その理由が明確にされていなければならない。ところが、食安委は、このような文献差し替えの事実も、その理由も一切明らかにしていないの

である。

(4) 24回にも及ぶ非公開会合の開催

資料5のSlowNewsの諸永裕司氏の記事によれば、参照した論文のうちどの論文をTDIの根拠として採用するかについて、公開のWG会合とは別の非公開会合を開いて秘密裏に決めていたことが、WGの複数の委員の証言で明らかになっている。また、WGの座長である姫野氏自身も、WGでは8つのエンドポイント（健康影響）との関連について検討しなければならず、「事前の打合せなしには不可能」と語り、非公開会合において専門的なリスク評価のプロセスを行っていたことを認めている（資料5の3）。

その後、この「論文差し替え」問題は、10回以上にわたって国会質疑が行われた。その中で、食安委は非公開の会合が24回開催されていた事実を初めて明らかにしたが（資料2）、そこでどのような議論が行われたのかは一切明らかにしていない。食安委が非公開会合の開催を正式に認めたのは、評価書の公表から約9ヶ月後のことだった。

(5) 本件対象文書の情報公開請求と本件不開示決定

そこで、高木基金PFASプロジェクトの代表を務める審査請求人寺田良一は、本件リスク評価プロセスの核心部分である24回の非公開会合の議事録等の情報公開請求を行った。しかし、開示された文書に記された委員のコメント欄等の重要部分が不開示、議事録等は不存在という不開示決定がなされた。このような決定は、透明性の確保が強く求められるリスク評価手続きの本旨に背くもので、処分庁の不開示決定は違法と言わざるを得ない。よって、本件審査請求に及んだ次第である。

3 リスク評価とは何か

(1) リスク評価とは

リスク評価とは、対象となる化学物質を摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度の健康への悪影響が起きるかを、最新の科学的情

報（論文等）に基づいて、科学的に評価することである。

リスク評価は、①ハザードの特定（Hazard identification）、②ハザードの特性評価（Hazard characterization）、③ばく露評価（Exposure assessment）、④リスクの判定（Risk characterization）の4つの段階に従って進められ、最終的には、「耐容一日摂取量」（TDI）が設定される。これらの各段階における評価の拠り所は、いずれも科学的情報そのものであり、食安委では、ヒトを対象とする疫学研究と動物実験データを対象としている（食安委のHP参照）。

「リスク評価」は、規制等を行う「リスク管理」に先立ち、リスク管理機関とは独立して、科学的に行われる。そして、リスク評価値は、リスク管理を行う際の基準となる。つまり、国民の健康への悪影響を未然に防止するために実施される規制の基準値は、リスク評価値に基づいて算定される。その意味で、リスク評価は、問題となっている有害化学物質についての対策の基準（大元）を決定する重要なプロセスなのである。

（2）リスク評価への懸念

このように、リスク評価は徹頭徹尾科学的情報に基づいて行われるものであるが、結果は必ずしも誰が行っても同じなる訳ではない。その原因の第1は、対象とする科学的情報が異なることである。第2に、科学的情報が不足している場合や、解釈が難しい情報が含まれている場合である。

リスク評価に必要な科学的情報が全てそろっていることは極めて稀で、大抵の場合には、情報の不足や欠陥がある。このため、毒性学、代謝学、病理学、薬理学等の知識と概念、あるいは類縁化学物質についての知見等を参考にして仮説を立て、それを適用して不確実性を補うことになる。このような不確実性を補う方法如何によって、リスク評価の結論が異なることになる。こうした不確実性の補完方法や解釈は、ある意味で評価者の主観に委ねられた部分でもあるため、評価者が対象化学物質の開発・製造企業と何らかの利害関係がある場合などでは、「科学的」でない結論が出されてしまう可能性も否定できない。そのような場合は、純粋な科学的評価に基づいて決めるのではなく、予め決めた基準に合わせて結論を導

くことから、リスク評価に対しては、しばしば「リスクアセスメントではなく、“理屈合わすメント”ではないのか」との疑念・批判が寄せられていた。

また、近年、社会的関心の高い化学物質（本件P F A Sもそのひとつである）については、数多くの研究が行われ、文献数も膨大となり、関連性のある科学的情報の収集や、それら多数の情報の統合作業も、簡単なものではなくっており、しばしば見落とし等が起こり得る状況となっている。

（３）リスク評価の手順としてのシステマティックレビューの導入

こうしたリスク評価における恣意性や情報収集の不十分性への懸念を払拭するために、近年、利用可能な情報を系統的に収集・評価・統合するツールとしてシステマティックレビューの手法が導入されている。E P A、E F S Aはもとより、先進諸国ではこの手法が採用されつつある。また、世界保健機関（WHO）や国際がん研究機関（I A R C）などの国際機関でも導入されている。

システマティックレビューとは、利用可能な証拠を特定、選定、評価、統合するための方法論で、当初は臨床医学や社会科学の分野で用いられていたが、近年、環境・健康科学の分野でも、透明性を最大化し、後述のバイアスや誤りを最小限に抑える方法として応用されるようになっていく。

ア WHOによるシステマティックレビューのガイダンス文書の刊行

WHOでは、「Framework for the use of systematic review in chemical risk assessment」（「化学物質リスク評価におけるシステマティックレビューの利用枠組み」、WHO化学評価ネットワーク作成、2021年）と題する文書を刊行している（資料7の1及び2）。WHOのP F A Sリスク評価プロセスに参加経験のある原田浩二教授によると、この文書の内容を解説したスライド（資料8）を踏まえると、システマティックレビューの標準的手順は、次のような7つの段階を経て行われるものである。

イ システマティックレビューの標準的手順の概要

① 計画段階：課題の定式化とプロトコルの作成

「課題の定式化」というのは、課題を具体的かつ検索可能な要素に分解するための枠組みを作成することである。具体的には、**対象集団**（一般、労働者、臨床、動物等）、**曝露**（どのようなPFASで、どの程度の高さか）、**比較対象**（非曝露など）、**アウトカム**（健康影響、臨床的、無症状等）等の要素について明確化しておくことである。

「プロトコルの作成」とは、「どのように評価するか」を事前に**文書化しておく**ことである。具体的には、検索戦略、対象文献についての包含・除外基準（例えば、ヒト健康影響以外は対象としないなど）、データ抽出方法、バイアスリスクの評価手法などの項目について、予め文書化しておくことが求められる。

② 検索段階：包括的な文献検索

前述のプロトコルで定められた検索戦略に従って文献を検索、収集する。対象とするデータベースを決めたうえでの機械的作業である。

③ 選択段階：基準に基づくスクリーニング

前述のプロトコルで定められた包含・除外基準に基づき、②で収集された文献の中から2段階で選別する。まず**タイトル・抄録によるスクリーニング**により、明らかに毒性・リスクに関係のないような文献を除外する。次に**全文スクリーニング**を行い、詳細な包含・除外基準に基づき判定を行う。

判定にあたっては、2名のレビューアが独立して作業を行い、不一致がある場合には、それを記述し協議することにより、見落としやバイアスを防ぐことができる。

この段階は、**リスク評価の計画に無関係なものを排除**することが目的であり、**文献の中身の評価は行わない**。

④ 評価段階：個別研究の批判的評価 (critical appraisal) – バイアスリスクの評価

(ア) この段階では、文献の「単なる質のスコアリング」ではなく、**結果の真実性に影響を与える「バイアス」の特定**に重点が置かれる。

論文のバイアスとは、研究の設計、データ収集、分析などの過程で生じる系統的な誤差や歪みをいう。以下はその代表的なものである。

- ・ **選択バイアス**：研究対象が母集団を代表しておらず、偏って抽出されること。例えば、健康な人ばかりが選ばれるなど。
- ・ **情報バイアス**：データの測定や収集方法の誤り。例えば曝露や研究結果の測定精度に問題があるなど。
- ・ **報告バイアス**：結果報告に選択的な偏りがあること。例えば、自らの仮説を支持する結果ばかり重視するなど。
- ・ **利益相反バイアス**：研究のスポンサーに都合の良い結果が出るように操作・報告される傾向が見られること。
- ・ **交絡バイアス**：他の要因による影響の制御の有無。

バイアスが全くないという研究はあり得ないので、特に疫学研究では、**バイアスを特定してそのリスクを評価**することが求められている（資料7の3）。

(イ) 内部妥当性、外部妥当性、感度の評価

- ・ **内部妥当性**とは、対象となる研究について、研究結果がその研究の対象集団においてどの程度「真実」に近いかどうかを評価するものである（バイアスの評価）。
- ・ **外部妥当性**とは、研究結果が研究課題に対処する直接的証拠を提供する程度、研究結果がヒトや特定の曝露シナリオにどの程度「適用可能」か（直接性、一般可能性とも呼ばれる）などを評価するものである。

- ・ **感度**とは、研究が真の結論を検出する能力の程度を評価するものである。

(ウ) エビデンス評価

個別研究においてこれらの各要素の批判的評価を行った上で、証拠としての評価を統合する。システマティックレビューでは、評価にあたって、バイアスや誤り、主観性を最小化し、公平性を最大化するように**構造化された評価ツール**を用いる。

資料7の3は、PFOAについてのEPAのリスク評価において評価のツールとして用いられたマトリックスであるが、評価についての構造的アプローチが採用されている。すなわち、**事前に定められた質問項目（ドメイン）**ごとに「高」「低」「不明」などの判定を行い、その結果を**視覚的に一覧化**したものである。こうすることによって、エビデンス全体の質を把握しやすくしている。質問項目の事前策定が求められるのは、レビューアの**主観・恣意性を排除**するためである。

⑤ 抽出：個別研究からのデータ（結果）の体系的な抽出

個別研究の質の「高」「低」を問わず、全てのデータを抽出して、**さまざまなデータセット**を作る。例えば、投与期間、動物の種類、健康影響、無毒性量、曝露の平均などの項目別にデータを整理する。

⑥ 統合：エビデンスの統合と確実性の評価

ここでは、エンドポイントごとに個別研究のエビデンスを要約し、その確実性を評価した上で、**全体的にみて何が言えるのか**を検討する（統合プロセス）。

(ア) 定性的統合と定量的統合

統合には、定性的統合（記述的統合）と定量的統合（メタ分析）がある。前者は、研究デザインや測定指標が多様で、統計的な統合が困難な場合に用いられる。エビデンスを表形式で整理し、パターンや一貫性を文書で記述する。

後者は統計的統合と呼ばれ、研究が十分に類似している場合、結果を数値的に統合する。より精密な全体のリスク推定値の算出や、研究間の結果のばらつきの統計的評価、バイアスの高い研究を除外して結果が変化するかを確認する感度分析に用いられる。

(イ) 確実性の評価

ここでは、**エビデンスの強さの格付け評価**を行う。**評価を下げる要因**としては、バイアスリスク、不精確さ、非一貫性、間接性などがある。**評価を上げる要因**としては、健康影響の大きさ、用量反応関係、相関の強さ、交絡因子による過小評価の可能性などがある。このような要因を評価して、「高い」「中程度」「低い」などの確信度で表現する。

(ウ) 各エビデンスの統合

異なる根拠源（ヒト疫学研究、動物実験データ、機序（メカニズム））のデータを結合するプロセスである。化学物質のリスク評価では、**多様なデータソースの統合的判断**が求められる。

(エ) 全体的な不確実性の評価と報告

このようにシステマティックなレビューを積み上げて評価を行っても、その時点における利用可能な知識の限界や、評価に割り当てられた時間と資源の範囲内で存在するあらゆる制約があるため、何らかの**不確実性が残る**ことは避けられないのが実情である。そのような**不確実性を隠すのではなく、透明性をもって報告**することが、**リスク管理者による適切な意思決定に資することになる**。

⑦ 報告：詳細かつ透明な文書化

最終段階の文書化にあたっては、読者がレビューの方法と結果を完全に理解し、**その妥当性を検証できるように報告**しなければならない。プロトコルからの逸脱がある場合には、**それを含めて実施された全ての手順を詳細に記述**しなければならない。具体的には、再現可能な詳細な検索方法、除外数と理由を含む文献の選択フロー図、対象研究の詳細な要約、各研究の評価とその根拠を示すバイアス評価結

果、エビデンスの統合を示す要約推定量や定性的記述などが記載されていなければならない。

以上がWHOが推奨するリスク評価の標準的手順（システマティックレビュー）である。このプロセスを貫いているのは、透明性の確保と各プロセスの徹底した文書化である。そのことにより、第三者による再現が可能となり、恣意や誤りを最小化するとともに、評価に対する信頼性の向上につながる。

なお、システマティックレビュー等については、追って原田浩二教授の意見書を提出予定である。

（４）食品安全委員会の役割と基本姿勢

ア 食安委の設立経緯

食安委は、２００１年のＢＳＥ（牛海綿状脳症）問題等を契機に食の安全に対する国民の信頼が大きく揺らいだことから、その信頼を回復すべく、２００３（平成１５）年７月に、「リスク管理」と「リスク評価」を分離して、農林水産省、厚生労働省などリスク管理を行う機関から独立して、科学的知見に基づき客観的・中立公正にリスク評価（食品健康影響評価）を行う組織として、食品安全基本法第２２条に基づき、内閣府に設立されたものである。

イ 食品の安全性確保のための基本理念

食品安全性の確保は、このために必要な措置が**国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に**講じられることにより、行われなければならない（食品安全基本法３条、太字は審査請求人代理人による）。

また、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、**食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるように**することを旨として、行われなければならない（食品安全基本法５条、太字は審査請求人代理

人による)とされている。

ウ リスク評価にあたっての基本姿勢（２０２１（令和３）年９月）

食安委の創設から１８年を経た２０２１（令和３）年９月、食安委は、１８年の軌跡をふり振り返り、「食品安全委員会の基本姿勢」と題する文書を取りまとめた。その中でリスク評価について、「食品安全委員会は、食品の安全性を確保するために科学的リスク評価を行う。食品安全委員会は、**利用可能な最新の科学的知見に基づき、科学的判断のもとで適切に、一貫性、公正性、客観性および透明性をもってリスク評価を行い、評価内容を明確に文書化する。**」と記述している。

このような基本姿勢の記述からも、食安委の基本姿勢は前述のシステマティックレビューの目的・趣旨（恣意や誤りを最小化するために、全プロセスを透明化し、文書化すること）と一致しているものと考えられる。

エ 食安委による公開に関するルール決定

設立と同日の２００３（平成１５）年７月１日付で、食安委は委員会等の公開についてのルールを自ら決定している（資料９：「食品安全委員会の公開について」。以下、「公開ルール」）。

この決定は、①委員会の活動状況、②委員会の会議、③議事録、④諮問・勧告・評価結果・意見等及び提出資料等について、各別に公開のルールを定めたものである。

まず①**委員会の活動状況**であるが、「委員会の開催予定に関する日時、開催場所等は公開する。」とされ、特に非公開事由については定められていない（決定第１項）。つまり、委員会の活動状況については非公開にすることは認められていない。

次に、②**会議の公開**については、「**原則として公開する。**」とされているが、（i）委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」、又は、（ii）「個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらす

おそれがある場合」については非公開とされている（決定第2項）。

③**会議の議事録**については、「個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当に利益若しくは不利益をもたらすおそれのある場合を除き、公開する。」とされている（決定第3項（1））。

また、第2項の原則公開の例外として**非公開で開催された場合の会議の議事録**についても、「**暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。**」とされており（決定第3項（2））、第2項に定める非公開事由に該当するため会議を非公開とした場合であっても、会議の議事録のうち発言者氏名を除く部分は公開しなければならず、会議開催日から3年経過後は、発言者氏名を含めて全部の議事録を公開しなければならないとされている。

さらに、④**委員会の「提出資料」**については、「**原則として公開する。**」とされるが、「公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする。」とされている（決定第4項（2））。

このように、食安委の主たる役割であるリスク評価については、特に透明性の確保と国民に対する説明責任が強く求められていることから、食安委はそのことを十分に認識した上で、国民の信頼を速やかに回復するために、設立時から、**厳しい公開ルールを自らに課していたもの**と推認される（太字は審査請求人代理人による）。

第2 処分庁の主張に対する反論

1 法5条5号・6号の不開示情報に該当するとの処分庁の主張の要約

（1）PFASワーキンググループの打合せ会の開催趣旨について

PFASワーキンググループの打合せ会（以下、「打合せ会」）は、ワーキンググループでの議論を円滑に進めるために、分野ごとに関係している委員を招集し、**評価の方針に影響を及ぼさない打合せとして非公開で**行われたものである（太字は審査請求人による）。

(2) 不開示部分の不開示情報該当性について

本件不開示部分は、非公開を前提に行われた打合せ会で各委員から出された意見等に係る部分であり、当該打合せ会の資料のうち、委員名、他の公表情報との紐付けや資料の形式等から意見等を表明した委員が特定されうると事務局にて判断した部分、及び委員が特定されない意見等のうち開示についての委員の同意が得られなかった部分である。

非公開を前提として行われた作業における議論についても将来的に公開されてしまうという認識が各委員に広がり、今後の食品安全委員会が行う打合せ会などで率直な意見交換が損なわれ、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。そのため法第5条第5号及び第6号の不開示理由に該当する。

2 審査請求人の反論

(1) 食安委の公開ルールと情報公開法5条5号・6号所定の不開示情報該当性との関係

処分庁は、法5条5号・6号に基づく不開示情報該当性の主張を行っているが、既述のとおり、食安委では、会議や議事録、提出資料等についての公開ルールを自ら定めている（資料9）。そこで、食安委の公開ルールと法5条5号・6号の要件とを比較すると、例えば、情報公開法は、あくまでも行政文書を対象としており、当該文書作成の元となった会議自体の非公開事由まで定めていないが、公開ルールでは会議の原則公開と会議の非公開の事由が明確に定められている。また、議事録についても、原則公開と非公開の会議の議事録も委員の氏名以外は公開とし、3年経過後には氏名も含め全部の議事録の公開を定めている。

このように、食安委の公開ルールは、その主たる事務であるリスク評価における透明性確保の強い要請に鑑み、そのプロセスの公開については、一般文書とは異なる厳しいルールの採用を自ら決定したものと考えられる。

そうすると、処分庁は、会議の議事録や提出資料の不開示事由の主張に関しては、情報公開法の規定よりも、まずは自ら決定した公開ルールに基

づき不開示事由に該当することを主張・立証することが求められるものと解される。

(2) 本件公開ルールの解釈と処分庁の主張・立証の不十分性

前述のとおり、本件公開ルールによれば、会議を非公開とするためには、処分庁は、第2項に基づき、「公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある」（傍点は審査請求人代理人による）、又は、「個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある」場合であることを主張・立証しなければならない。

処分庁は、「PFASワーキンググループ打合せ会」について、「ワーキンググループでの議論を円滑に進めるために、分野ごとに関係している委員を招集し、評価の方針に影響を及ぼさない打合せとして非公開で行われた」と主張しているが、そもそも、そのような非公開会議開催についての前述の公開ルール適合性の主張・立証がなされなければならないのは当然である。言うまでもなく公開・非公開の区別は公開ルールに則って行われなければならない、「ワーキンググループでの議論を円滑に進めるため」などという事務局の勝手な裁量で決められるものではない。

この点については、法5条6号の処分庁の主張である、「非公開を前提として行われた作業」の適法性についても同様である。処分庁が勝手に「非公開を前提とする作業」を開催できるわけではない。まず、その「非公開」が公開ルールに適合していなければならない。従って、処分庁は、公開ルール第2項所定の非公開会議該当事由の主張・立証を行う必要があることは明らかである。

(3) 処分庁の法5条5号・6号該当性の主張・立証の不十分性

処分庁は、法5条5号・6号該当性の主張につき、「非公開を前提として行われた作業における議論についても将来的に公開されてしまうという認識が各委員に広がり、今後の食品安全委員会が打合せ会などで率直な意見交換が損われ、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがある」とするとしている。

しかし、そもそも「非公開」の打合せが公開ルールに照らして適法であるかどうかの主張・立証が欠落していることは既述のとおりであるうえ、法5条5号・6号要件該当性についても、単に法文の文言を主張するのみで、具体的にどのような「おそれ」や「支障」があるかについての主張・立証が欠落している。このような主張は行政手続法8条に反し違法であることは、これまでに審査請求人が繰り返し主張してきたところである。

(4) 公開ルール第3項の(2)及び第4項の(2)の規定との関係についての主張・立証の欠落

さらに、公開ルール第3項の(2)においては、第2項の理由がある非公開会議の議事録についても、「暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する」と定められている。また、第4項の(2)においては、「委員会の提出資料については、原則として公開する」と定められている。

本件対象文書は、実質的に非公開会合の議事録に該当するか、少なくとも提出資料に該当すると考えられるので、当公開ルールに基き、原則公開されなければならない。従って、処分庁は、公開ルールに定める非公開該当事由（公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれ）に該当する旨を主張・立証しなければならないが、そのような主張・立証は全くなされていない。

(5) 結論

以上のとおり、処分庁の主張・立証は甚だ不十分であり、本件不開示決定は取消しを免れない。

なお、対象文書の不存在を理由とする不開示決定についての処分庁の理由説明に対しては、追って反論を提出する。